

令和8年

秋の全国交通安全運動

実施要綱



実施期間

9月21日（月）～ 9月30日（水）
＜交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)>

スローガン

『夕暮れに 早めのライトと やさしい運転』

目 的

この運動は、夕暮れの早まりと秋の行楽期が重なる時期に交通事故が多発することから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

運動の重点

- ① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
（新潟県重点：横断歩行者の安全確保 ～渡るよサインの活用～）
- ② 夕暮れ時の早めのライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定して、積極的な広報・啓発活動を行い、県民の交通安全意識の高揚が図られるよう、実効的な運動を展開しましょう。

柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会

重点① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進 (新潟県重点：横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～)

歩行者も安全確認、横断時は「渡るよサイン」の活用

- ◎ 道路を横断する時は「渡るよサイン」で周囲に道路横断の意思を示すとともに、横断前の安全確認はもちろん、横断中も車が近づいてきていないか注意しましょう。

「渡るよサイン」とは、手を上げる、目で合図を送るなど歩行者がドライバーに横断意思を伝える様々な動作の総称を言います。



- ◎ 歩行者は、横断歩道や信号機のある交差点が近くにある場合は、必ずそれらを利用して横断しましょう。また、道路を斜めに横断することや、車両の直前・直後を横断することは交通ルールで禁止されており、大変危険なのでやめましょう。

反射材用品を身に付けましょう

- ◎ 夜間の歩行時における反射材の着用は、自身の存在を示すためにとても有効です。
しかし、「つけるのが面倒」「目立つから恥ずかしい」といった理由から、使用をためらう方が見られます。

夜間や夕暮れ時は、ドライバーから歩行者が見えにくいいため、反射材をつけていることで、ドライバーからの見え方は大きく変わります。



- ◎ 反射材用品には、リストバンド型、キーホルダー型、たすき型、シール型等、様々な種類があります。

特にシール型は様々な色や形があり、黒色の反射シールもあるため、黒い靴等に貼ることで、昼間は目立ちにくく、夜間は車のライト等によって、しっかりと光ります。
このように、自身が着用しやすいお好みの反射材を選び、活用しましょう。

明るい目立つ色の服を身につけましょう

- ◎ 夜間に見えやすい色は、「白色系」です。

特に夜間はドライバーから歩行者が見えにくくなるため、明るい（目立つ）色の服や物（帽子、バッグ、靴等）を身につけましょう。さらに、お好みの反射材用品を組み合わせることで、より高い効果が期待出来ます。

夜間、交通事故に遭わないためにも、視認性が高い服装を心がけましょう。

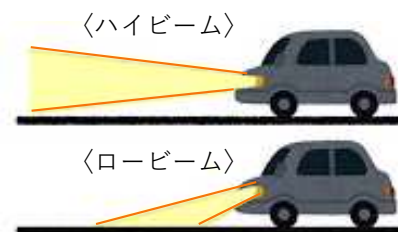
重点② タ暮れ時の早めのライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

早めにライトを点灯させましょう

- ◎ タ暮れ時は、歩行者や自転車の発見が遅れやすくなります。

周囲が暗くなり始める前にライトを点灯し、他の車や歩行者に自車の存在を早めに知らせましょう。

ヘッドライトはハイビームで安全な視界を確保することが基本ですが、対向車がいる場合など状況に応じてロービームに切り替えましょう。



スマホは見ない・持たない、酒を飲んで運転しない

- ◎ 運転中のスマートフォンの操作や飲酒運転は、重大な事故につながる極めて危険な行為です。飲酒は判断力や注意力を低下させ、正常な運転が出来ない状態を引き起こします。また、スマートフォンの操作は、「少しだけ…」のつもりでも、視線や意識を大きく奪い重大な事故につながります。

ながらスマホや飲酒運転は絶対にやめましょう。

あの時の
「少し」が…



重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

自転車の交通ルールについて

- ◎ 令和8年4月から、自転車利用者に対する交通反則通告制度（通称：青切符）の運用が始まりました。携帯電話の使用や一時不停止等の行為は、自動車と同様に交通違反となります。

自転車も車両であることを改めて認識し、安全運転を心がけて交通違反をしないようにしましょう。



- ◎ ヘルメットの着用は、事故の際に頭部への衝撃を軽減し、命を守ることにつながります。軽微な転倒であっても、重大なけがにつながるおそれがあります。

自転車に乗る際はヘルメットを着用し、自分自身の大切な命を守りましょう。

特定小型原動機付自転車について

- ◎ 特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）は、16歳以上であれば運転免許がなくても運転することが出来ます。自動車と同様に交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

区分等はこちら▼



通年運動

止まって！横断歩道キャンペーン

取組重点期間

9月21日(月)～9月30日(水)

◎ 横断歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できるように減速、横断歩道付近の歩行者の動きに注意することは、車両を運転する者の義務です。

◎ 横断歩道付近の歩行者の動きには特に注意し、横断者や横断しようとする人がいる時は必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。



9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

全国では記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生していることから、平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。

令和3年4月8日には、初めて全国で死亡事故ゼロが達成されました。

交通事故死ゼロの意識を持って達成を目指しましょう。

「交通事故死ゼロ」
を目指しましょう。



秋の全国交通安全運動

～ 主な実施内容（予定）～

- 1 交通指導所開設
- 2 街頭立哨
- 3 のぼり旗掲出・ポスター掲載（関係機関）
- 4 各広報誌及び「交通安全だより」による周知
- 5 ホームページによる広報